

令和6年度 寒河江市保育施設利用者負担額

■利用者負担額の階層認定は原則として子どもの父母（自営業や農業を営み、事業主が父母以外の人であるときは、その事業主が該当することがあります）の市町村民税と当該年度の4月1日現在の子どもの年齢を基に寒河江市が決定します。

■4月から8月までの利用者負担額は前年度分の市町村民税を基に、9月から翌年3月までの利用者負担額は当該年度分の市町村民税を基に決定します。

■利用者負担額の算定にあたっては、市町村民税から次の税額控除をする前の額となります。

寄付金税額控除、外国税控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除

2号・3号認定（認可保育施設及び認定こども園の保育枠）

各月初日の子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）			
		3歳未満児		3歳以上児	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
C	市町村民税均等割の額のみ課税世帯	0	0	0	0
D1～ D5	市町村民税所得割額課税世帯 97,000円未満	0	0	0	0
D6	市町村民税所得割額課税世帯 97,000円以上133,000円未満	30,000	29,400	0	0
D7	市町村民税所得割額課税世帯 133,000円以上169,000円未満	39,000	38,300	0	0
D8	市町村民税所得割額課税世帯 169,000円以上235,000円未満	44,500	43,700	0	0
D9	市町村民税所得割額課税世帯 235,000円以上301,000円未満	53,500	52,500	0	0
D10	市町村民税所得割額課税世帯 301,000円以上	58,000	57,000	0	0

■幼児教育・保育の無償化制度(3歳児クラス以上)について

国の幼児教育・保育の無償化制度の開始に伴い、3歳児（クラス）から5歳児（クラス）までの子どもたち利用料が無償化されており、月額の利用者負担額は無料となっています。

なお、通園送迎費（バス代等）、行事費（保護者会費等）などは、これまでどおり保護者の実費負担となります。

※裏面に続きます。

■「2号・3号認定(認可保育施設及び認定こども園の保育枠)」について

(1) 利用者負担額の軽減について(0歳児から2歳児クラス)

- ① C階層からD5階層については、「山形県保育料段階的無償化事業」により、県が1/2(半額)を、寒河江市が残りの1/2(半額)についても軽減を拡充し、令和6年度まで無料になります。(令和7年度以降については、県の事業に合わせ今後検討していきます。)
- ② 支給認定保護者と生計を一にしている子どもの未就学児のうち、特定教育・保育施設等を同時利用している子どもの範囲において、2人目の子どもについて、**同時入所の場合は全額免除、同時入所以外の場合は半額免除**となります。また、最年長の子どもから順に**3人目以降は全額免除**になります。**(ただし、両親のいずれかの収入が未申告である場合や滞納がある場合など、条件によっては免除となりません。)**
“必ず申請が必要”となりますので、ご利用の保育施設又は子育て推進課にご相談ください。

(2) 延長保育料について

延長保育を利用時間に応じて下記のとおり利用した場合、日額200円、定額利用の場合は月額2,500円が加算されます。(定額延長については、申請があった月から解除の申し出があるまで加算されます。)

- ・標準時間の認定児童：午後6時以降延長保育を利用した
- ・短時間の認定児童：午前7時から8時30分までの間又は午後4時30分を超える延長保育を利用した

(3) 通園バス利用料と給食費について

通園バスを利用した場合、月額3,000円が加算されます。ただし、同一世帯から2人以上の子どもが利用した場合、月額4,500円が加算されます。(2人目以降、1人あたり月額1,500円)

なか保育所みいずみ分園の入所子どものみ主食給食費(ご飯代)月額1,000円が加算されます。

(4) 利用者負担額等の口座振替について(市立保育所及び民間立保育所の利用者)

※ 毎月月末(12月のみ12月25日)に指定口座から振替。ただし、月末が土・日・祝日の場合は、その翌営業日

令和6年度 振替日							
4月分	4月30日(火)	5月分	5月31日(金)	6月分	7月1日(月)	7月分	7月31日(水)
8月分	9月2日(月)	9月分	9月30日(月)	10月分	10月31日(木)	11月分	12月2日(月)
12月分	12月25日(水)	1月分	1月31日(金)	2月分	2月28日(金)	3月分	3月31日(月)

※ **原則口座振替**となりますので、まだ申込みをされていない方は市内金融機関でお早めに手続きください。(口座振替手続きがまだの方は、納付書で現金納入となります。)

※ **残高不足等により振替期日に引落しできなかった方**については、後日「口座振替不能通知書」を送付しますので、納付書で納期限までに市役所会計課又は市内金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)で、**現金にて納めていただきます。**
(一度振替不能になった月の利用者負担額は、再振替は行いませんので**口座の残高にご注意ください。**)

※ 振替口座を変更される場合は、振替希望先の金融機関で手続きをお願いします。(手續依頼書につきましては、市子育て推進課で配布しております。)

※この家庭保育室、第2さくらんぼ子供園、寒河江やすらぎの里保育園及び各認定こども園における利用者負担額の納入方法等は、ご利用の保育施設にご確認ください。

お問合せ先：寒河江市子育て推進課
TEL：0237-85-0907(直通)